

令和4年度 第1回香川県道路メンテナンス会議

- ・日時：令和4年10月31日（月）
14：15～15：15
- ・場所：香川河川国道事務所 災害対策室
香川河川国道事務所公園課 災害対策室
本局道路部道路管理課 災害対策室
四国技術事務所 災害対策室
(各会場TV会議中継)

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

1) 点検結果について

- ・令和3年度の点検結果
- ・2巡目点検計画（令和元年度から令和5年度）について

2) 判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置の実施状況について

- ・1巡目点検施設における修繕等措置の実施状況
- ・補修事例

3) 個別施設計画の策定・更新状況

4) 令和4年度における地域一括発注の活用予定について

5) 道路メンテナンスの技術支援（研修）

6) 全国道路施設点検データベースについて

7) その他

3. 閉会

以上

香川県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「香川県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

1. 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
2. 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
3. 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
4. その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、香川県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

2. 本会議には、会長を置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長とする。
3. 本会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所および、香川県土木部道路課に置く。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、本会議の協議により行うことができる。

(その他)

第7条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 6月 9日から施行する。

本規約は、平成27年 5月28日に一部変更する。(別表)

本規約は、平成28年 5月19日に一部変更する。(別表)

本規約は、令和 4年10月31日に一部変更する。(別表)

香川県道路メンテナンス会議名簿

令和4年10月31日改正

	所 属	役 職
会 長	国土交通省四国地方整備局	香川河川国道事務所長
	国土交通省四国地方整備局	四国技術事務所長
	国土交通省四国地方整備局	道路部 道路保全企画官
副会長	国土交通省四国地方整備局	香川河川国道事務所 副所長
副会長	香川県土木部	道路課長
	西日本高速道路株式会社 四国支社	香川高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	坂出管理センター所長
	高松市	都市整備局長
	丸亀市	都市整備部長
	坂出市	建設経済部長
	善通寺市	都市整備部長
	観音寺市	建設部長
	さぬき市	建設経済部長
	東かがわ市	事業部長
	三豊市	建設部長
	土庄町	建設課長
	小豆島町	建設課長
	三木町	土木建設課長
	直島町	建設経済課長
	宇多津町	地域整備課長
	綾川町	建設課長
	琴平町	地域整備課長
	多度津町	建設課長
	まんのう町	建設土地改良課長
事務局	国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所	
	香川県土木部道路課	

1)令和3年度の点検結果(四国全体)

< 橋梁の判定区分 >

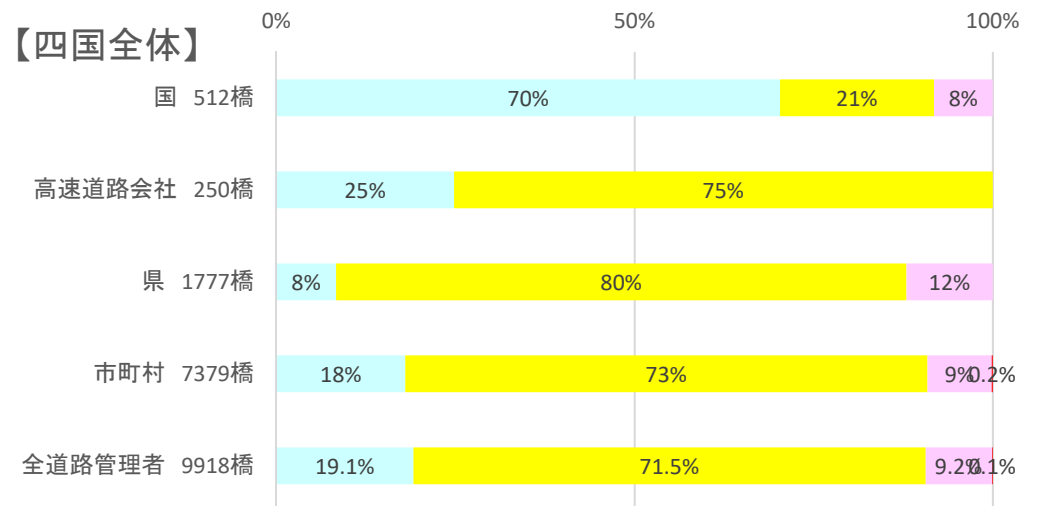
◆道路橋の点検結果

四国全体		管理施設数	令和3年度 点検数	点検結果			
				I	II	III	IV
国		2,717	512	360	110	42	0
高速道路会社	西日本	1,096	228	49	179	0	0
	本州四国連絡	118	22	13	9	0	0
県		9,587	1,777	148	1,415	214	0
市町村		34,190	7,379	1,327	5,379	661	12
計		47,708	9,918	1,897	7,092	917	12

○橋梁では、四国全体（全道路管理者）における判定区分の割合は、

- I 19.1%
- II 71.5%
- III 9.2%
- IV 0.1%

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



* 「道路メンテナンス会議調べ」（令和4年3月末時点）
 * 管理施設数は撤去済・廃止済等の施設は除く

1)令和3年度の点検結果(香川県)

< 橋梁の判定区分 >

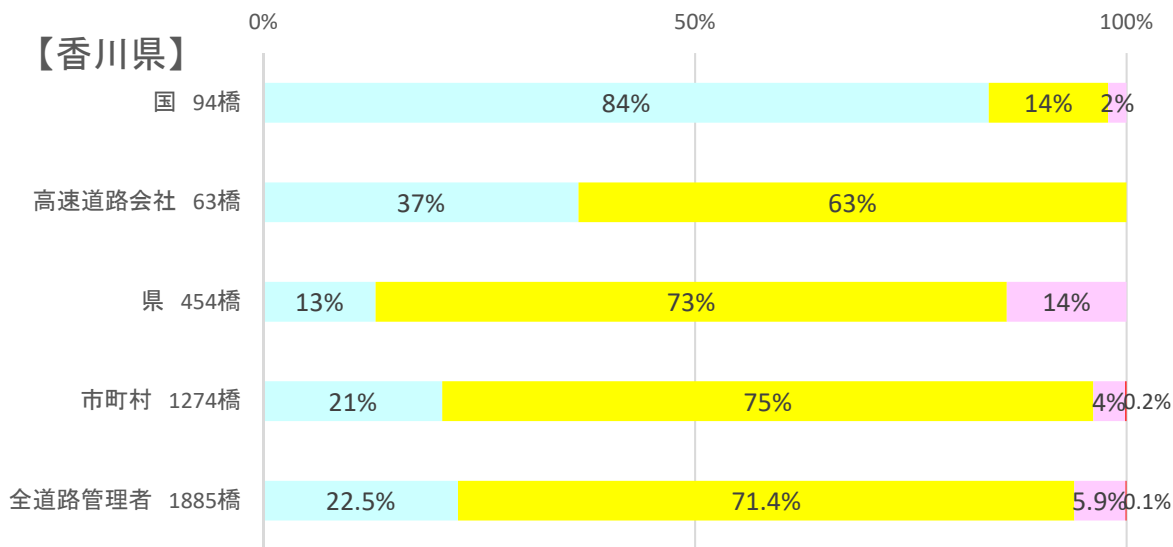
◆道路橋の点検結果

香川県		管理施設数	令和3年度 点検数	点検結果			
				I	II	III	IV
国		472	94	79	13	2	0
高速道 路会社	西日本	314	59	19	40	0	0
	本州四国連絡	44	4	4	0	0	0
県		1,625	454	59	332	63	0
市町村		5,722	1,274	264	961	47	2
計		8,177	1,885	425	1,346	112	2

○橋梁では、香川県（全道路管理者）における判定区分の割合は、

- I 22.5%
- II 71.4%
- III 5.9%
- IV 0.1%

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



* 「道路メンテナンス会議調べ」（令和4年3月末時点）
 * 管理施設数は撤去済・廃止済等の施設は除く



1)二巡目点検計画(R1～R5) 香川県

◆道路橋の点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者	管理施設数	点検計画										
		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		
国	472	75	16%	105	22%	94	20%	132	28%	76	16%	
高速道	西日本	314	72	23%	61	19%	59	19%	70	22%	51	16%
路会社	本州四国連絡	44	14	32%	10	23%	4	9%	2	5%	14	32%
県	1,625	348	21%	360	22%	456	28%	387	24%	12	1%	
市町村	5,735	1,324	23%	1,285	22%	1,276	22%	1,263	22%	943	16%	
計	8,190	1,833	22%	1,821	22%	1,889	23%	1,854	23%	1,096	13%	

◆トンネルの点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者	管理施設数	点検計画										
		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		
国	5	0	0%	0	0%	4	80%	0	0%	0	0%	
高速道	西日本	20	4	20%	6	30%	6	30%	4	20%	0	0%
路会社	本州四国連絡	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
県	24	0	0%	3	13%	14	58%	9	38%	0	0%	
市町村	10	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	8	80%	
計	59	4	7%	9	15%	24	41%	13	22%	8	14%	

◆道路附属物等の点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者	管理施設数	点検計画										
		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		
国	185	6	3%	10	5%	49	26%	84	45%	45	24%	
高速道	西日本	82	3	4%	24	29%	22	27%	13	16%	20	24%
路会社	本州四国連絡	9	4	44%	0	0%	1	11%	1	11%	3	33%
県	135	0	0%	65	48%	65	48%	0	0%	56	41%	
市町村	35	2	6%	5	14%	3	9%	20	57%	3	9%	
計	446	15	3%	104	23%	140	31%	118	26%	127	28%	

* 「道路メンテナンス会議」調べ（令和4年3月末時点）

* 予算措置状況、施設の新設・撤去・廃止・管理移管等により変更する場合がある

* 管理施設の新設・撤去・廃止・管理移管・診断中等により管理施設数と点検数が一致しない場合がある

2) 判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況(四国)

- 1 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された橋梁で、2022年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：97%、高速道路会社：100%、地方公共団体：73%（県：99%、市町村：64%）。

(四国4県計)

管理者	措置が必要な施設数 (A)	措置に着手済の施設数 (B)	うち完了 (C)	未着手施設数
国土交通省	184	178 (97%)	143 (78%)	6 (3%)
高速道路会社	16	16 (100%)	16 (100%)	0 (0%)
	西日本高速	15 (100%)	15 (100%)	0 (0%)
	本四高速	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)
地方公共団体計	5,464	4,012 (73%)	2,619 (48%)	1,452 (27%)
	県	1,415 (99%)	946 (67%)	9 (1%)
	市町村	4,049 (64%)	1,673 (41%)	1,443 (36%)
合計	5,664	4,206 (74%)	2,778 (49%)	1,458 (26%)

「道路メンテナンス会議」調べ (2022.9末時点)

2) 判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況(香川県)

- 1 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された橋梁で、2022年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：100%、高速道路会社：100%、地方公共団体：90%（県：99.5%、市町村：84%）。

(香川県)

管理者		措置が必要な 施設数 (A)	措置に着手済 の施設数 (B)	うち完了 (C)	未着手 施設数
国土交通省		17	17 (100%)	17 (100%)	0 (0%)
高速道路会社		4	4 (100%)	4 (100%)	0 (0%)
	西日本高 速	3	3 (100%)	3 (100%)	0 (0%)
	本四高速	1	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)
地方公共団体計		570	511 (90%)	392 (69%)	59 (10%)
	県	201	200 (99.5%)	144 (72%)	1 (0.5%)
	市町村	369	311 (84%)	248 (67%)	58 (16%)
合計		591	532 (90%)	413 (70%)	59 (10%)

「道路メンテナンス会議」調べ (2022.9末時点)

2) 判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況(四国)

- 1 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断されたトンネルで、2022年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：100%、高速道路会社：100%、地方公共団体：94%（県：100%、市町村：68%）。

(四国4県計)

管理者	措置が必要な 施設数 (A)	措置に着手済 の施設数 (B)	うち完了 (C)	未着手 施設数
国土交通省	40	40 (100%)	34 (85%)	0 (0%)
高速道路会社	46	46 (100%)	46 (100%)	0 (0%)
	西日本高 速	46 (100%)	46 (100%)	0 (0%)
	本四高速	0	0	0
地方公共団体計	302	283 (94%)	188 (62%)	19 (6%)
	県	224 (100%)	165 (74%)	0 (0%)
	市町村	78	59 (76%)	19 (24%)
合計	388	369 (95%)	268 (69%)	19 (5%)

「道路メンテナンス会議」調べ (2022.9末時点)

2)判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況(香川県)

- 1 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断されたトンネルで、2022年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、高速道路会社：100%、地方公共団体：100%。

(香川県)

管理者		措置が必要な施設数 (A)	措置に着手済の施設数 (B)	うち完了 (C)	未着手施設数
国土交通省		0	0	0	0
高速道路会社		9	9 (100%)	9 (100%)	0 (0%)
	西日本高速	9	9 (100%)	9 (100%)	0 (0%)
	本四高速	0	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
地方公共団体計		7	7 (100%)	2 (29%)	0 (0%)
	県	6	6 (100%)	1 (17%)	0 (0%)
	市町村	1	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)
合計		16	16 (100%)	11 (69%)	0 (0%)

「道路メンテナンス会議」調べ (2022.9末時点)

国道11号 大川橋側道橋 (香川県東かがわ市馬宿)

【概要】 橋長 88m 建設年:1972年 橋種:単純床版版桁橋5連
日交通量:0台

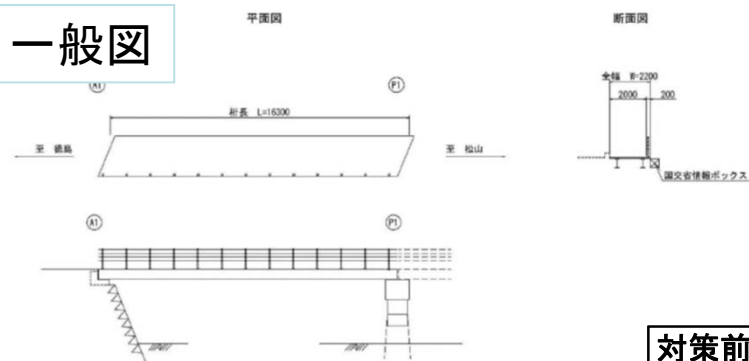
平成27年度 II 判定

【所見】
○C II 伸縮装置第2径間が腐食。(他の伸縮装置も損傷している)
○舗装の経年劣化による凸凹



【対策】
○舗装補修 ○伸縮装置取替
○塗装塗り替え 完了年月:令和3年10月

一般図



伸縮装置取替完了



対策前 (橋面舗装)



対策後 (橋面舗装)



工夫内容
薄層舗装について即日解放を目的に速乾性の材料を使用

県道丸亀三好線 塩入橋 (香川県仲多度郡まんのう町)

【概要】 橋長20.85m 幅員 6.0m 建設年:1963年 橋種:ポステンT桁橋
日交通量:1,213台(H27交通センサス)

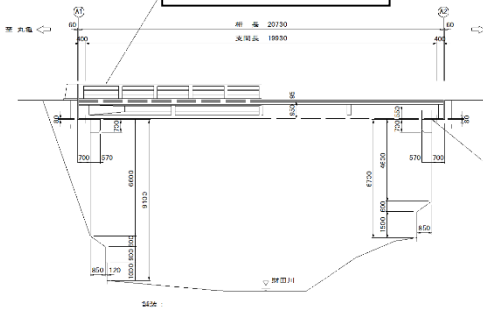
【所見】 ○上部工の主桁コンクリートに剥離、鉄筋露出、下面への漏水を確認。
○伸縮装置の腐食・土砂堆積を確認。

【対策】 ○上部工の主桁コンクリートひび割れ・断面修復・橋面防水を実施
○伸縮装置の交換を実施
【対策完了】 令和4年3月22日

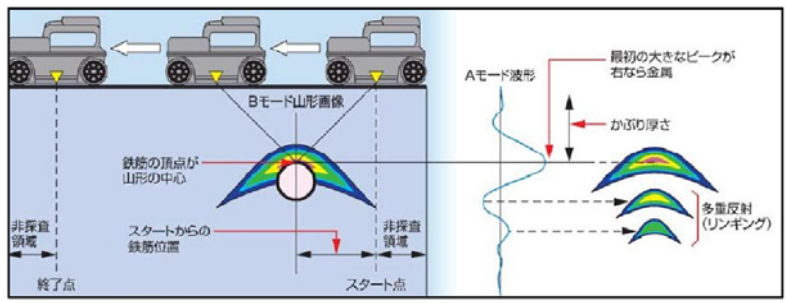
平成27年度 Ⅲ判定



橋梁断面図

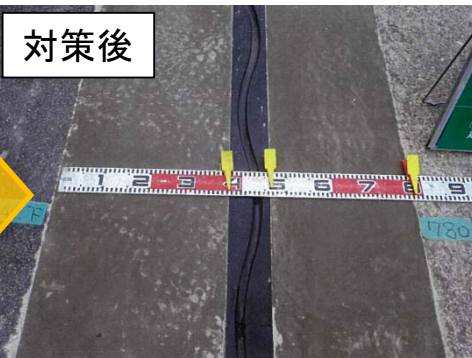


桁下部に鉄筋露出が確認できる。



出典：ハンディサーチ カタログ(日本無線株式会社)

(工夫した点)
調査時(コア採取時)に鉄筋を傷つけないように鉄筋探査を実施



伸縮継手が腐食し土砂が堆積している。

市道木太町35号線 中浜1号橋(香川県高松市木太町)

【機密性2】

【概要】 橋長 8.45m 建設年:1987年 橋種:単純非合成H型鋼橋
日交通量:-台 大型車混入率0%

平成27年度 Ⅲ判定

【所見】

- スラブプレート全面に腐食、一部に落下を確認
- A1橋台地覆上面から側面にかけて橋軸直角方向のひび割れ
- 上流側地覆上面にかけて橋軸方向のひび割れ

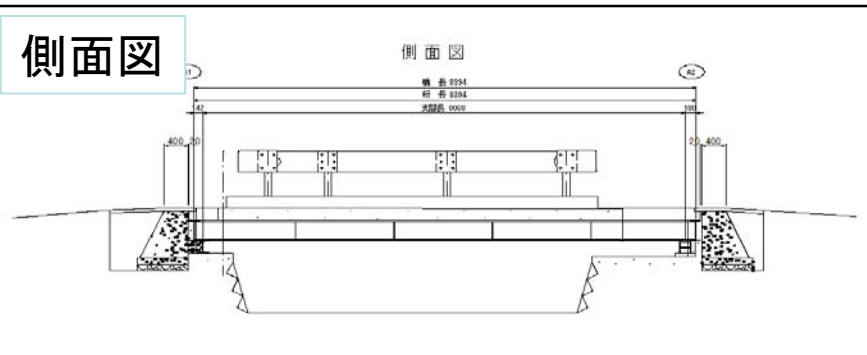
【対策】

- 土留擁壁
- スラブプレート取替
- ひび割れ補修
- 塗替塗装

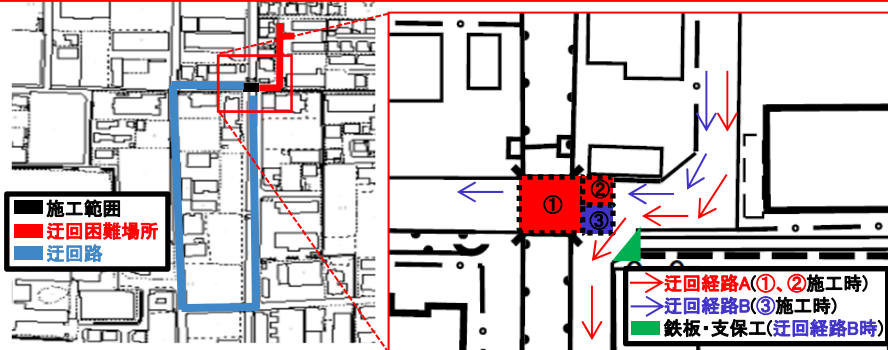
【対策完了】令和3年11月9日



側面図



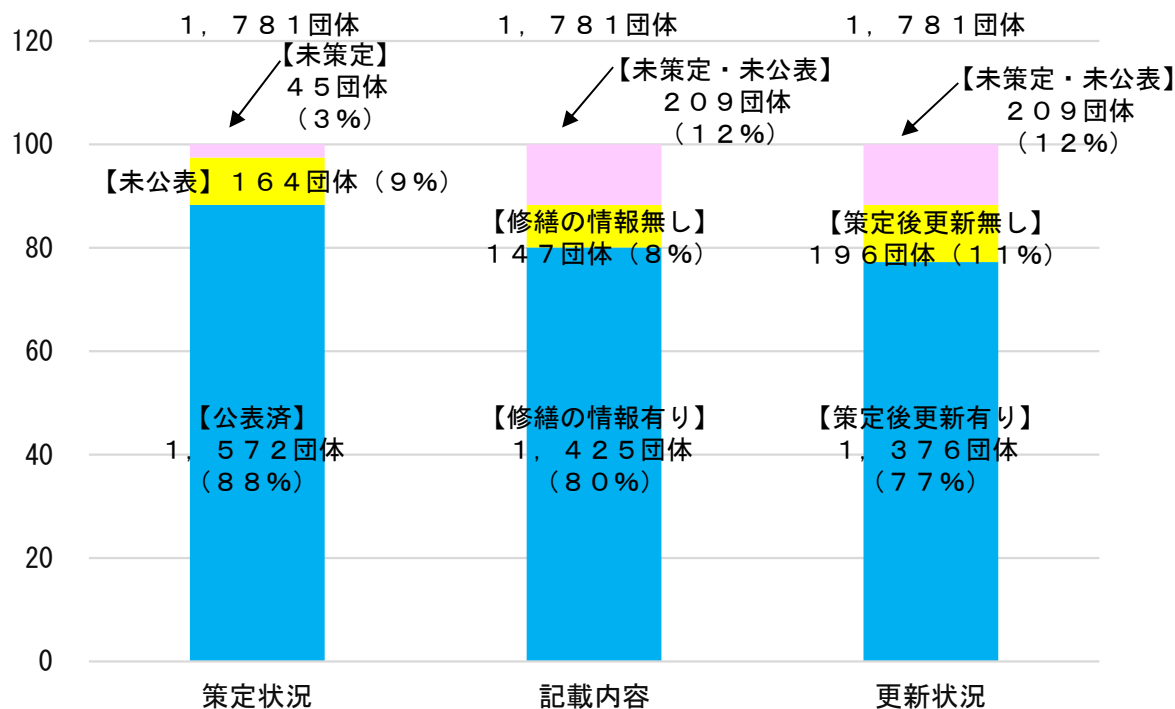
工夫: 迂回困難な場所のため、通行止めにならないよう幅員を考慮しながら施工



3) 橋梁個別計画の策定状況(全国)

- 国のインフラ長寿命化基本計画（2013年）では2020年頃までの長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定を目標としていますが、2021年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が45団体あり、策定済みで公表していない地方公共団体は164団体あります。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は147団体。
- また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は196団体。
- 橋梁等の老朽化対策を計画的・効率的に進めるためにも、長寿命化修繕計画を策定するとともに、点検結果を踏まえ、更新を行うことが重要です。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】



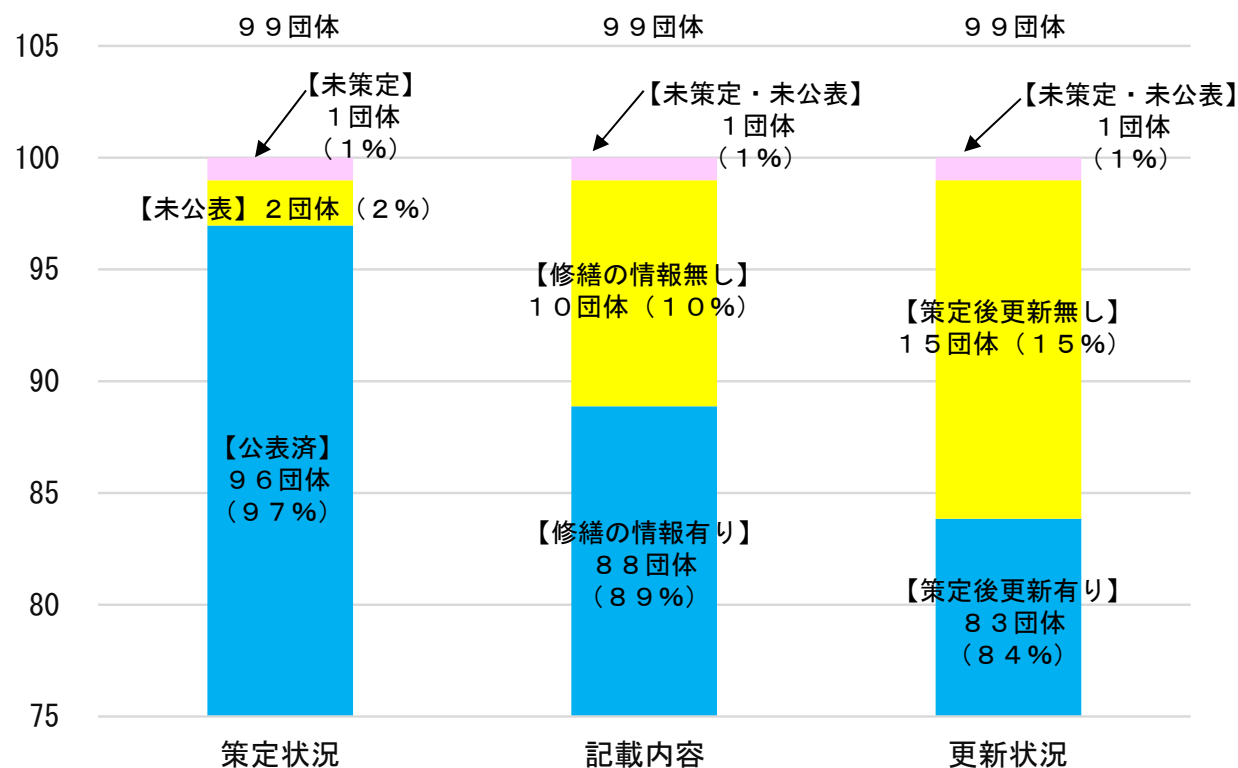
※2022年3月31日時点（国土交通省道路局調べ）

※地方公共団体（1,781団体）の内訳は、都道府県：47団体、政令市：20団体、市区町村：1,714団体（特別区含む）

3) 橋梁個別計画の策定状況(四国全体)

- 国のインフラ長寿命化基本計画（2013年）では2020年頃までの長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定を目標としていますが、2021年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が四国内では1団体あり、策定済みで公表していない地方公共団体は2団体です。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は10団体です。
- また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は15団体です。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】

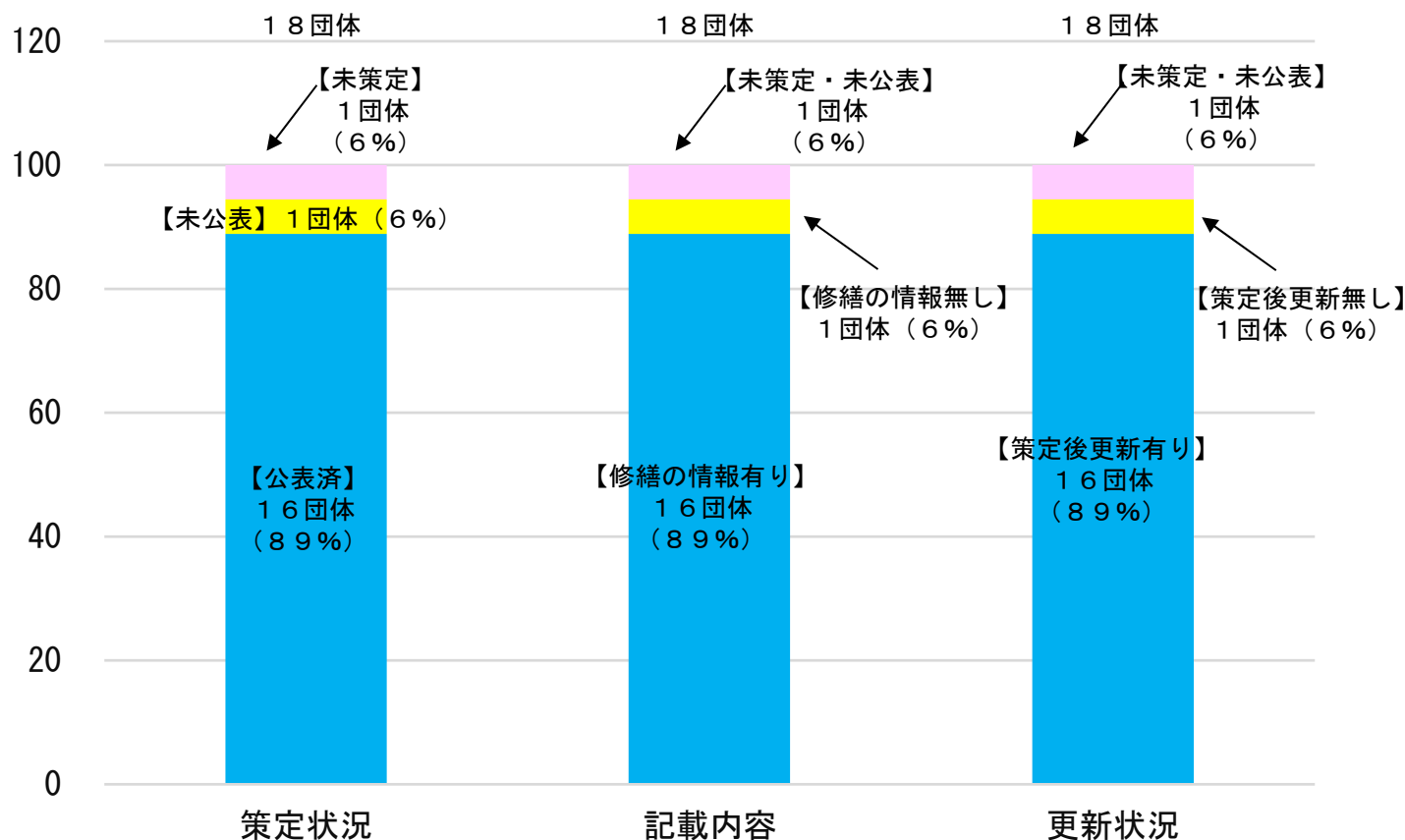


「道路メンテナンス会議」調べ2022.3.31時点

3) 橋梁個別計画の策定状況(香川県)

- 香川県内では18団体のうち17団体が策定済みであり、1団体が未策定です。策定済みで公表していない地方公共団体は1団体です。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は1団体です。
- また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は1団体です。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】

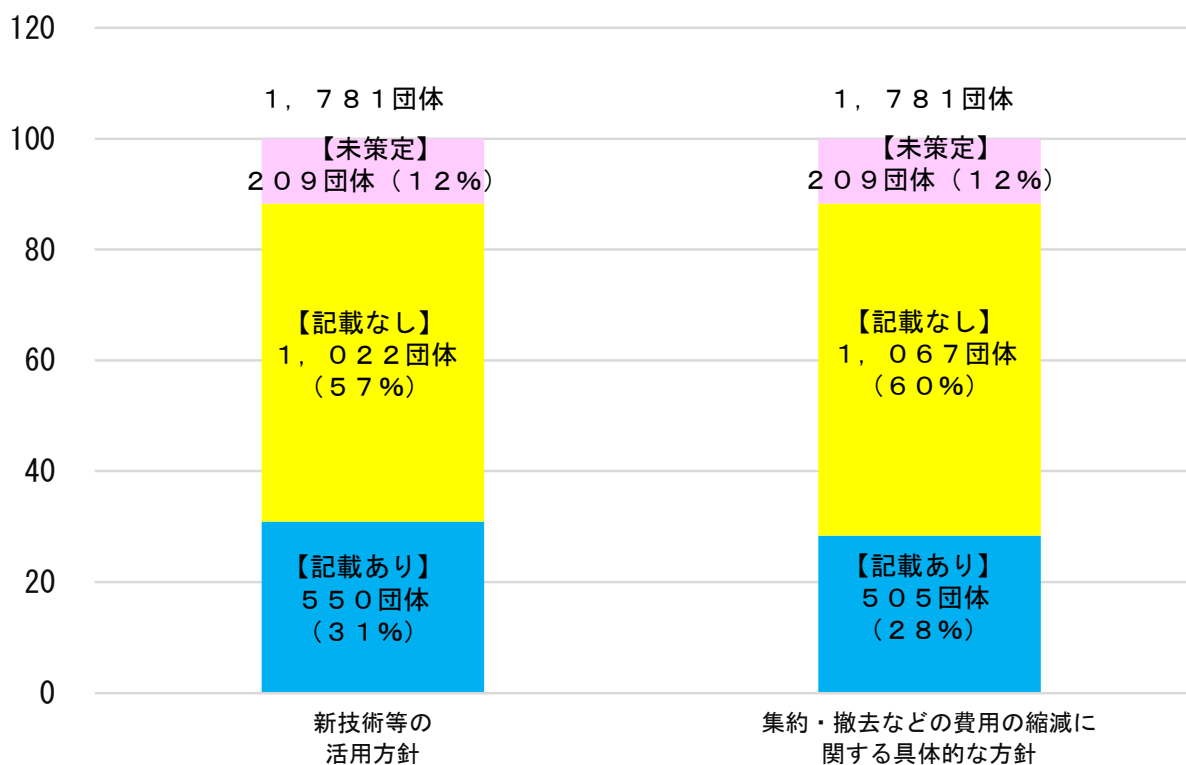


「道路メンテナンス会議」調べ2022.3.31時点

3)個別計画の記載内容(全国)

○ 2021年度時点で、橋梁の長寿命化計画（個別施設計画）に「新技術等の活用方針」を記載している地方公共団体は550団体であり、「集約・撤去などの費用の縮減に関する具体的な方針」を記載している地方公共団体は505団体です。

【橋長(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)における記載状況(地方公共団体)】



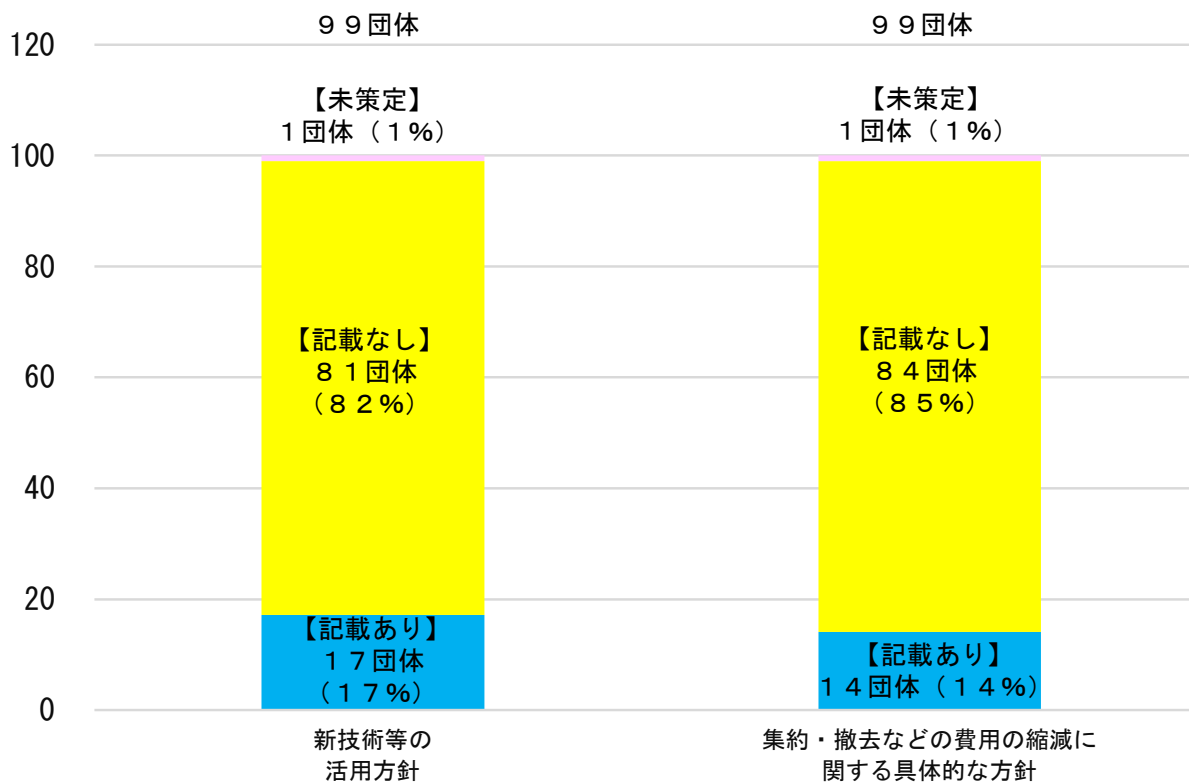
※2022年3月31日時点（国土交通省道路局調べ）

※地方公共団体（1,781団体）の内訳は、都道府県：47団体、政令市：20団体、市区町村：1,714団体（特別区含む）

3)個別計画の記載内容(四国全体)

○ 2021年度時点で、橋梁の長寿命化計画（個別施設計画）に「新技術等の活用方針」を記載している地方公共団体は17団体であり、「集約・撤去などの費用の縮減に関する具体的な方針」を記載している地方公共団体は14団体です。

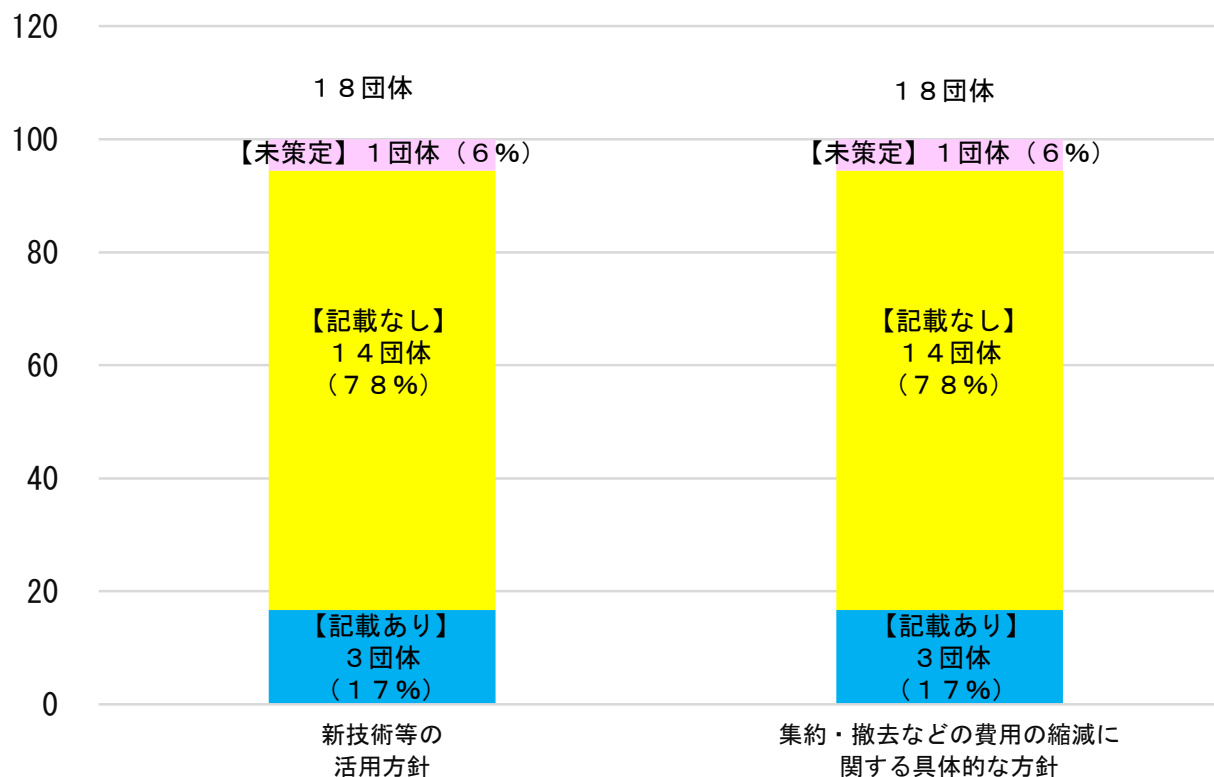
【橋長(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)における記載状況(地方公共団体)】



3)個別計画の記載内容(香川県)

○ 2021年度時点で、橋梁の長寿命化計画（個別施設計画）に「新技術等の活用方針」を記載している地方公共団体は3団体であり、「集約・撤去などの費用の縮減に関する具体的な方針」を記載している地方公共団体は3団体です。

【橋長(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)における記載状況(地方公共団体)】

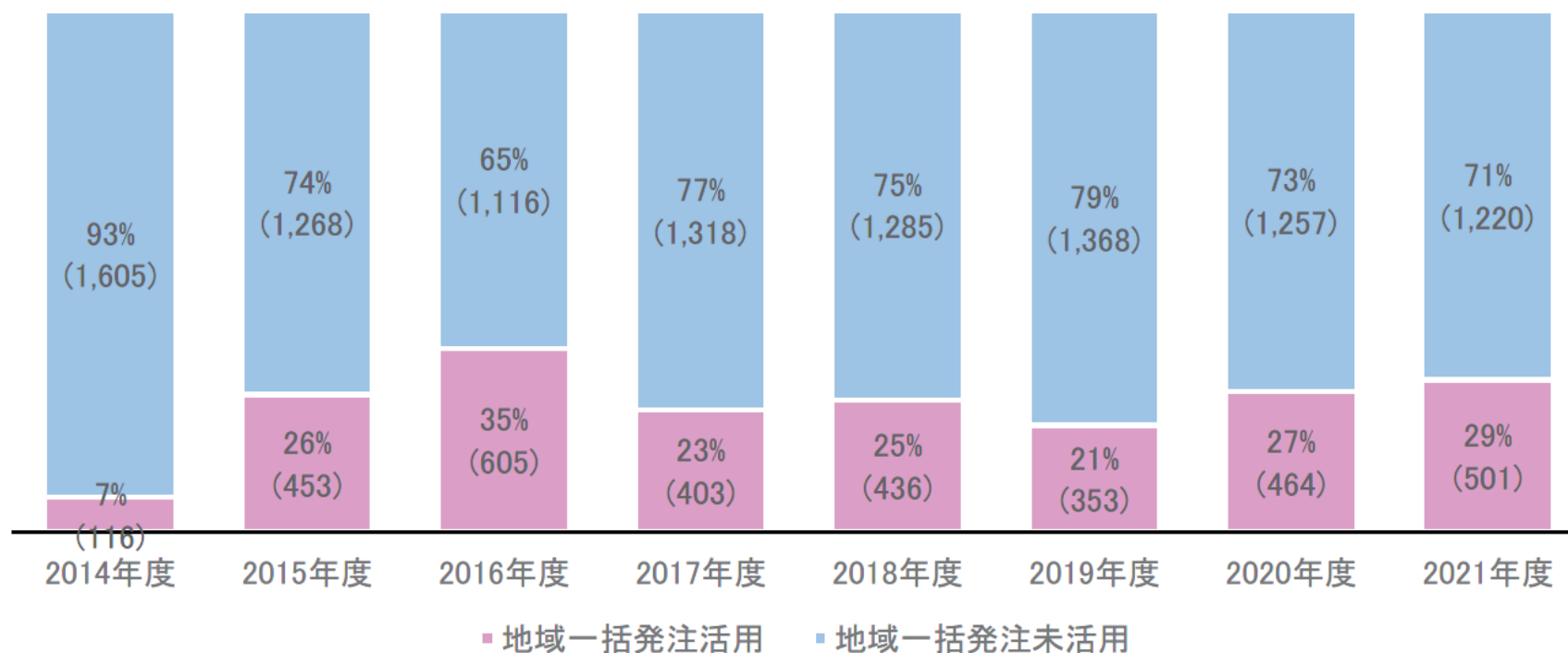


4)道路事業における地域一括発注の取組について(全国)

地域一括発注の状況

- 市区町村の人不足・技術力不足を補うため、市区町村の点検・診断の発注事務を都道府県が一括して実施しています。
- 2021年度は501市区町村（33道府県）が地域一括発注を活用しています。

市区町村における地域一括発注の活用状況



※点検対象となる橋梁やトンネル等がない自治体については、未活用として整理している。

4)道路事業における地域一括発注の取組について

令和4年度 地域一括発注の実施状況

	令和3年度実績		令和4年度予定	
	市	町	市	町
徳島県	3	3	3	3
香川県	1	0	0	0
愛媛県	2	1	1	1
高知県	4	7	4	6
合計	7	11	5	10

※「道路メンテナンス会議調べ」（令和4年9月末時点）

※市町村の点検業務を各県、公社、技術センターがとりまとめて発注



5) 道路メンテナンス技術支援(研修)

地方自治体職員を対象とする研修の実施

- 地方自治体の職員の技術力育成のため、橋梁、トンネル等の定期点検に必要な知識と技能の習得を目的に全国の地方整備局等で研修を開催。
- コースは、橋梁初級Ⅰ（点検）、橋梁初級Ⅱ（措置）、トンネル初級（点検）の3コース。
- カリキュラムは全国共通で、国土技術政策総合研究所担当官の講義など、最新の知見を盛り込み。
- 四国技術事務所（高松市牟礼町）で開催。受講料は不要（コピー代等のみ自治体負担）。
- 令和4年度分は、令和4年3月2日に募集（整備局研修担当から各自治体に連絡）。

【研修コースの概要】

橋梁初級Ⅰ（全国共通 H26～） “職員自ら、橋梁の点検ができるようになります”

- 道路橋の定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。
- 対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。
- 座学＋現地実習＋達成度確認試験の5日間。募集人員20人。

R4開催 8/29～9/2

済

橋梁初級Ⅱ（全国共通 R2～） “橋梁補修の設計・積算の能力がアップします”

- 道路橋定期点検要領の「措置」に関する研修。過不足のない修繕などの実施にあたり必要な基礎知識を習得。
- 対象者は、国及び地方自治体の職員で、補修設計・工事に携わる方（今後を含む）。
- 座学の3日間。募集人員20人。

R4開催 10/12～14

済

トンネル初級Ⅰ（全国共通 H26～） “職員自ら、トンネルの点検ができるようになります”

- トンネルの定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。
- 対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。
- 座学＋現地実習の3日間。募集人員20人。

R4開催 11/28～30

これまでの研修の実績

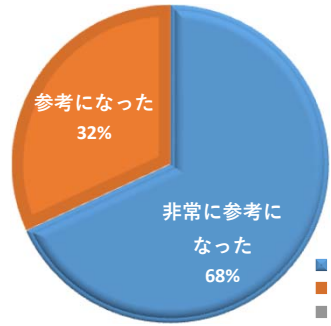
- 全国において平成26年度から令和3年度までに約980の自治体から約5,800名が参加。
(**四国の実績; 37自治体から251名参加**)
- 受講修了者の**約7割が「非常に参考になった」と回答**。
- 現場に戻った受講修了者から、「**研修で教わったことが、直営の点検業務で役立っている**」、「**点検業者からの報告の理解や質疑に役立っている**」といった声が寄せられている。



研修の状況 (座学)



研修の状況 (現地実習)



点検の経験がない方でも、一から学ぶことができるので、受講することをお勧めします。



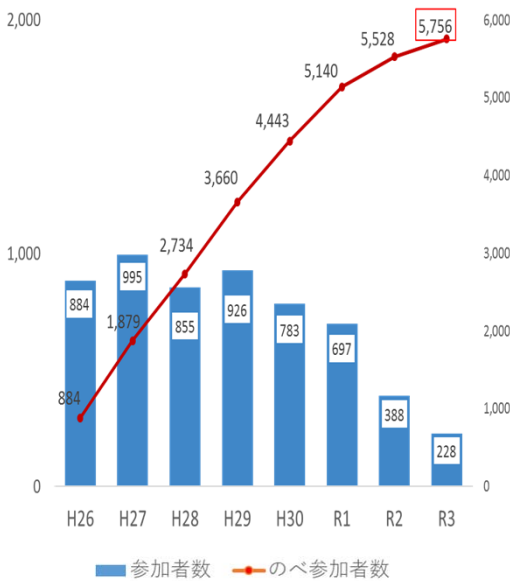
A市都市計画課技師

受講修了者アンケートの結果 (四国; H26~R3 N=251名)

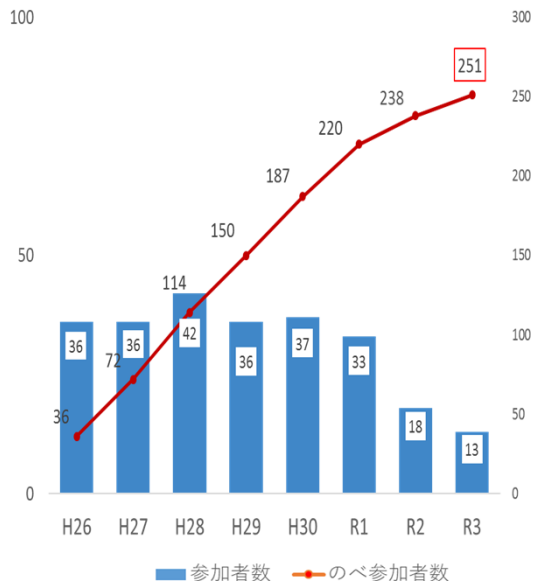
打音検査の音の違い、近接目視による腐食・ひび割れの変状把握など実際に経験しなければ理解が難しいことが実習でき、直営の点検業務に役立っています。



B町土木課技師



研修に参加した自治体の職員数の推移 (全国)



研修に参加した自治体の職員数の推移 (四国)

座学と実習を通じ、道路橋の構造や部材の状態の評価に必要な知識と技能を身に付けることができ、点検業者からの報告の理解や質疑に役立っています。



C県土木事務所建設課技師

これまでの参加自治体

【参加自治体(H26～R3)】

徳島県の自治体(7団体)

・徳島県 ・徳島市 ・鳴門市 ・阿南市
・三好市 ・石井町 ・つるぎ町

香川県の自治体(6団体)

・香川県 ・高松市 ・さぬき市 ・三木町
・琴平町 ・まんのう町

愛媛県の自治体(11団体)

・愛媛県 ・宇和島市 ・八幡浜市 ・新居浜市
・西条市 ・大洲市 ・伊予市 ・四国中央市
・東温市 ・久万高原町 ・砥部町

高知県の自治体(13団体)

・高知県 ・高知市 ・室戸市 ・安芸市
・土佐市 ・宿毛市 ・東洋町 ・本山町
・いの町 ・仁淀川町 ・中土佐町 ・佐川町
・越知町

計 37団体

〔参考〕令和4年度分の研修募集

国四整人第 426号
令和 4年 3月 2日

四国管内各地方自治体
研修担当部局 御中

国土交通省四国地方整備局
総務部人事課長
(公印省略)

令和4年度 四国地方整備局実施研修の聴講員の受入について (照会)

平素より、国土交通行政の推進並びに四国地方整備局計画研修の実施について、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

四国地方整備局が実施する研修では、四国地域の国土交通行政の促進に資するため、平成16年度より、四国管内の全地方自治体に対し、研修の聴講を案内しております。

つきましては、令和4年度実施研修の聴講員受入について、(別紙1)及び(別紙2)のとおり、研修ごとの聴講案内を希望されるかどうか照会を致します。

回答については、「(様式1)希望等調査票」にてご回答ください。

なお、ご回答頂きました照会結果に基づき、来年度4月以降、各研修の聴講案内を送付する予定です。

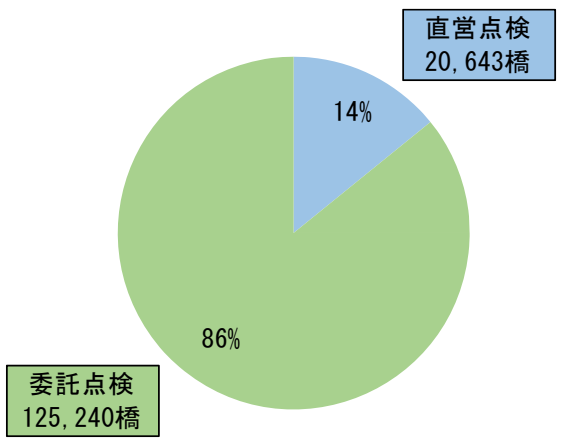
なお、平成24年度より、実費相当分のうちテキスト代と宿泊に係る光熱水量費等の施設維持管理費を、聴講員派遣機関にてご負担いただいております。令和4年度につきましては、(別紙1)に予定額を記載しておりますので、ご参照ください。

年度替わりのお忙しい時期で大変申し訳ございませんが、貴所関係部署へご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

[参考] 点検実施者の保有資格等

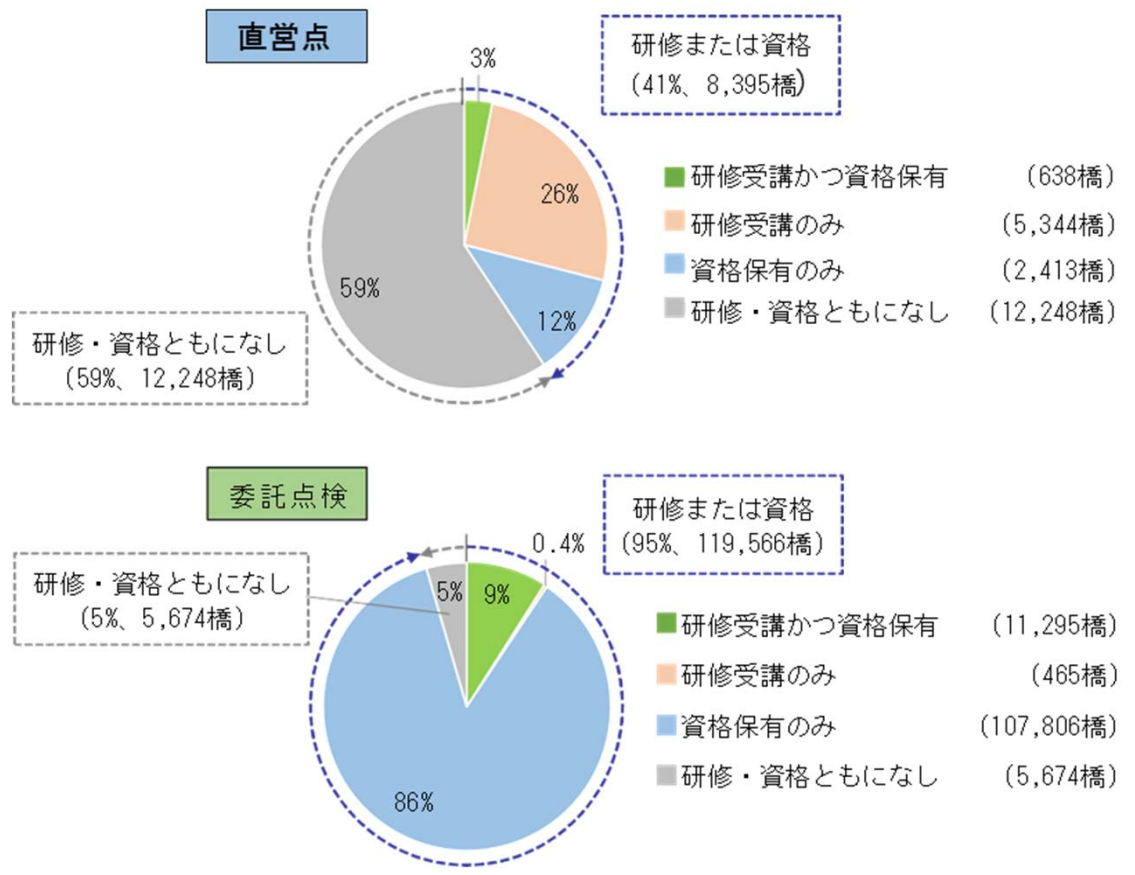
- 2021年度に地方公共団体が実施した橋梁点検のうち、職員自らが点検(直営点検)を実施した割合は14%。
- 直営点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修※1を受講又は資格※2を保有している割合は41%、研修・資格ともになしは59%。
- 委託点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修を受講又は資格を保有している割合は95%、研修・資格ともになしは5%。
- 点検の精度向上するためには研修受講、資格の活用など点検技術の向上を図る必要があります。

○ 2021 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※2021 年度に点検を実施した施設のうち、報告があった145,883 橋を対象に橋梁数ベースで算出。(右図も同様)

○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴



※1 研修: 国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習

※2 資格: 技術士または国土交通省登録技術資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格)



6) 全国道路施設点検データベースについて

令和 4 年 7 月 12 日
道路局 国道・技術課

道路施設の詳細な点検データの公開開始

- 国土交通省道路局では、デジタル道路地図等を基盤として各種データを紐付けるデータプラットフォーム(xROAD)の構築を進めています。
- xROAD の一環として、民間企業等による技術開発の促進、これによる維持管理の更なる効率化等を目指し、「全国道路施設点検データベース」の整備を進めています。
- 5 月から「全国道路施設点検データベース～ 損傷マップ ～」において橋梁、トンネル等の基礎的なデータ(諸元、点検結果等)を無料で公開していましたが、本日から、より詳細なデータの有料公開を開始いたします。

1. 全国道路施設点検データベースとは

全国道路施設点検データベースは、橋梁、トンネル等の諸元、点検結果等の基礎的なデータを持つ基礎データベースと道路施設のより詳細なデータを持つデータベース(詳細データベース)群で構成されています。

道路管理者毎に蓄積されている定期点検のデータを一元的に活用できる環境を構築することで、研究機関や民間企業等による技術開発の促進、更にはこれらによる維持管理の効率化・高度化等を目指しています。

2. 本日公開したデータ等

基礎データベース部分を 5 月に無料で公表したところですが、詳細データベース部分を本日から有料で公開いたします。ご希望の方は、下記 URL から利用者登録等をお願いいたします。料金等の詳細につきましては下記 URL からご確認ください。

<https://road-structures-db.mlit.go.jp/>

3. 今後の取り組み

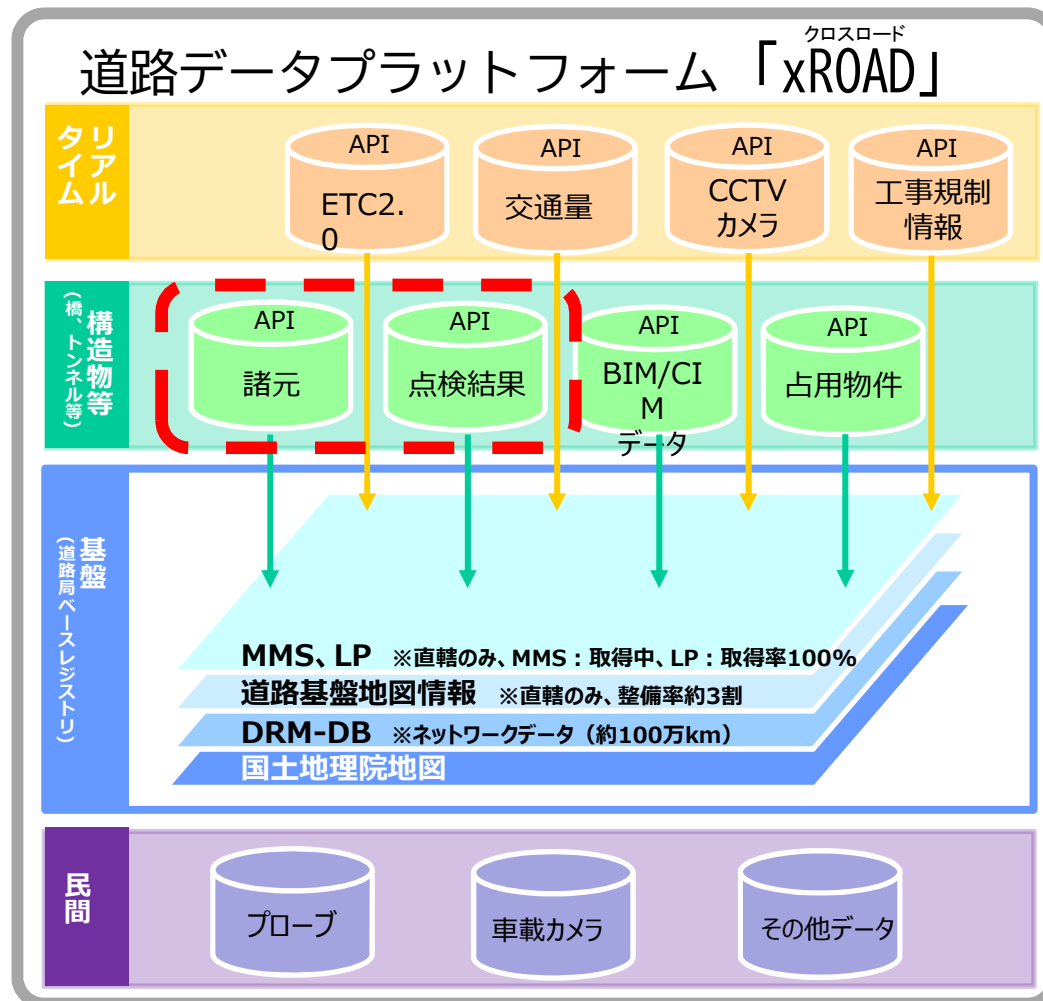
地方公共団体等の道路管理者との連携等によるデータの拡充や国土交通データプラットフォームとの連携等を進めてまいります。

<問い合わせ先>

国土交通省道路局 国道・技術課 松實、小林(内線 37862、37863)
(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8498 (FAX) 03-5253-1620

道路データプラットフォーム(xROAD)の構築

- DRM-DBや道路基盤地図情報、MMS等を基盤とした3次元プラットフォームを構築。構造物等の諸元データや交通量等のリアルタイムデータをAPIで紐付け。
- このプラットフォームを、施策検討や現場管理等に活用するとともに、APIを公開し、一部データを民間開放。オープンイノベーションを促進。



リクエスト

データ

道路管理アプリケーション

座-1 当月状況確認

0000*00月00日 更新データ

30576

9616

1.3 点検別 点検ノ数

1.4 橋別区分別 点検ノ数

1.5 変更別別 点検ノ数

1.6 点検別

1.7 橋別別

イメージ (NEXCO東日本 SMH)

その他
○ヒヤリハットマップ ○通れるマップ など

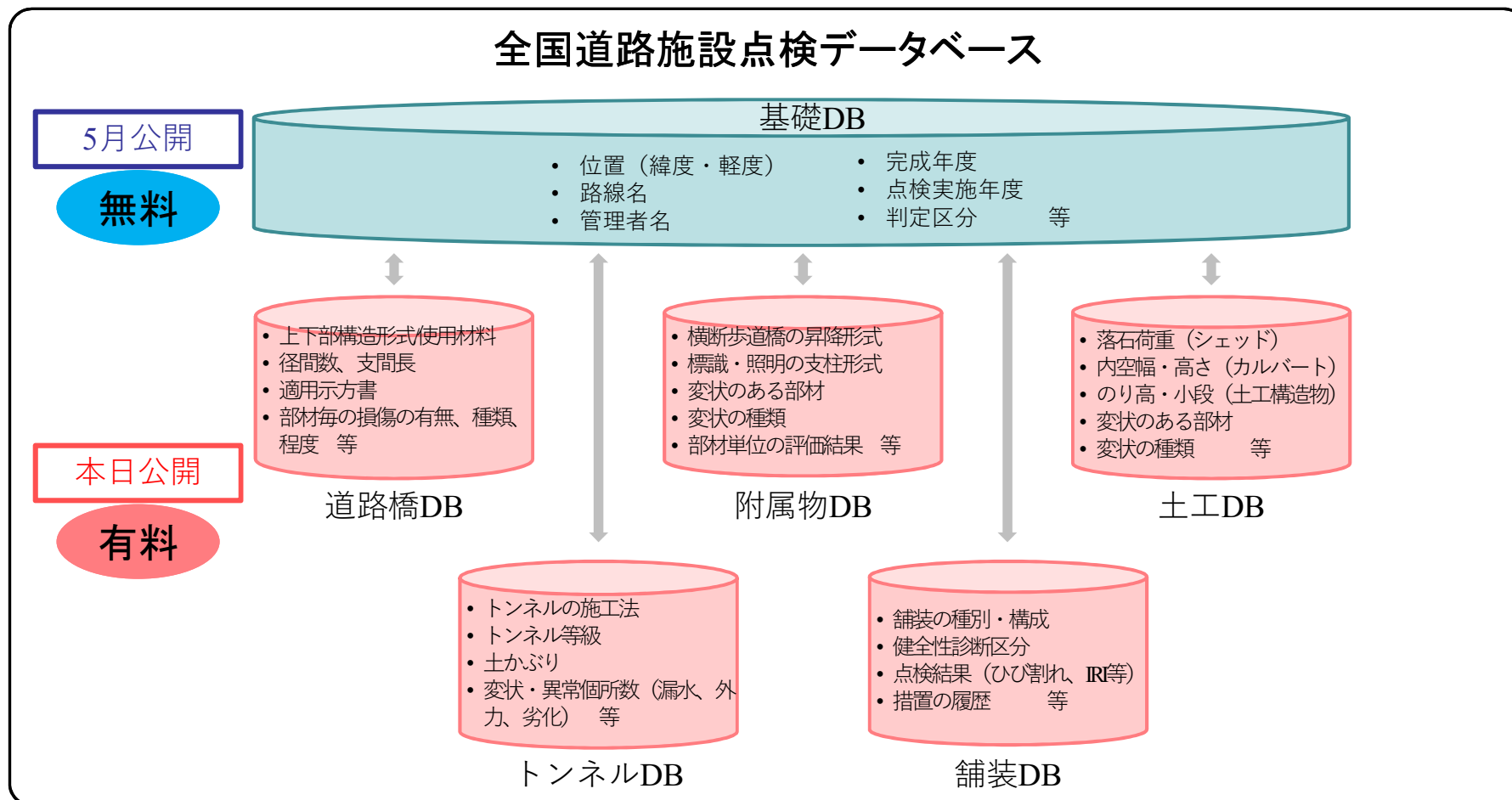
高品質な道路管理アプリケーションは積極的に採用

民間開発アプリケーション

道路管理以外にも、マーケティングや自動運転等、民間分野も含めて広範な活用を視野

全国道路施設点検データベースの概要

- 道路施設の定期点検は2巡目に入り、道路管理者毎に様々な仕様で膨大な点検・診断のデータが蓄積
- その様なデータを一元的に活用できる環境を構築：全国道路施設点検データベース
- 全国道路施設点検データベースは、基礎的なデータを格納する基礎DB及び道路施設毎のより詳細なデータを格納するデータベース群（詳細DB）で構成
- 本日、詳細DBの公開を開始（基礎DB部分は5月に公開済み）：webブラウザからの閲覧等が可能。加えてAPI（Application Programming Interface）を公開



利用者登録等はこちらから→<https://road-structures-db.mlit.go.jp/>

詳細DB	施設	閲覧可能データ (5月無料公開範囲※1)		閲覧・取得可能データ (7月有料公開範囲※1)	
		対象	データ項目	対象	データ項目
道路橋	橋梁	全道路管理者の 約72万橋		全道路管理者の 約72万橋	詳細データ約200項目 ：構造諸元（代表値）、点検結果、耐震補強状況等
				国交省管理の 約3.8万橋	詳細データ計約1,400項目 ：上記に加え構造諸元（構造体毎）、構造・材料種別点検結果（要素・部材単位を含む）、点検・補強履歴等
トンネル	トンネル	全道路管理者の 約1.1万本		全道路管理者の 約1.1万本	詳細データ約100項目 ：施工法、変状・異常箇所数（漏水、外力、材質劣化）等
				国交省管理の 0.2万本	詳細データ計約300項目 ：上記に加え諸元（トンネル等級、土かぶり等）、非常用施設諸元、診断結果等
附属物	横断 歩道橋	全道路管理者の 約1.2万施設		全道路管理者の 約1.2万施設	詳細データ約130項目 ：構造諸元（代表値）、点検結果、橋下の管理者等
	門型 標識等			全道路管理者の 約1.7万施設	詳細データ計約1,300項目 ：上記に加え構造諸元（構造・材料種別等）、変状のある部材、変状の種類、部材単位の評価結果等
舗装	舗装	名古屋国道事務所の 約800km ※2		国交省管理の 約4.6万km ※2	詳細データ約130項目 ：舗装の種類・構成、健全性診断区分、点検結果（ひび割れ、IRI等）、措置の履歴等
土工	シェッド	全道路管理者の 約0.3万施設		全道路管理者の 約0.3万施設	詳細データ約30項目 ：内空断面、上部・下部構造、点検結果の判定区分（代表値）、所見等
	大型 カルバート			国交省管理の 約750施設	詳細データ計約200項目 ：上記に加え設計条件（落石荷重等）、変状のある部材、変状の種類等
	特定 土工	—	—	全道路管理者の 約0.8万施設	詳細データ約30項目 ：内空施設、構造形式、使用材料、点検結果の判定区分（代表値）、所見等
				国交省管理の 約2,500施設	詳細データ計約100項目 ：上記に加え内空幅・高さ、変状のある部材、変状の種類等
				国交省管理の 約1.8万箇所	詳細データ約200項目 ：のり高・代表勾配・小段数、主な構成施設、変状の種類等

基礎
データ
約15項目※3

※1：7月の有料公開に伴い無料公開の対象を拡大

※2：上下線別の数字

※3：施設名称、路線名、管理者区分、管理者名、管理事務所名、都道府県名、市町村名、緯度・経度、完成等年度、延長、幅員、点検実施年度、判定区分等

データベースの活用に係る料金

- データベースを継続的に管理運営するためデータの登録・利用を一部有料とさせていただきます
- 登録サービスは順次開始いたします

	登録	利用（閲覧・取得）
基礎データ	無料	無料
詳細データ	有料 道路法第77条に基づき全道路管理者に対し毎年行っている調査結果の登録は無料 <small>※独自のデータベースを保有する道路管理者との連携については、その方法も含め引き続き検討</small>	有料 道路管理者が自身のデータを利用する場合は無料